

住宅ローン

1. 商 品 名	しんきん保証基金保証付住宅ローン
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 当金庫の会員または会員資格のある方。 <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業地域内に住所または居住を有する方。 ・当金庫の営業地域内の事業所に勤務されている方。 ・当金庫の営業地区内で事業所を営む法人役員の方。 ・当金庫の営業地区内に転居することが確実に見込まれる方 (信用金庫法施行規則で定める売買契約または請負契約を締結した方に限ります)。 ◇ 満20歳以上満70歳未満で、完済時満80歳以下の方。 ◇ 会社員・公務員は勤続年数1年以上の方。 ◇ 法人役員は勤続年数3年以上の方。 ◇ 自営業者は営業年数3年以上の方。 ◇ 他金庫および当金庫本支店に基金の保証付住宅ローンの利用残高がない方。 ◇ 借換住宅プランは返済実績が原則1年以上で直近1年間の返済に延滞がない方。 ◇ 安定継続した収入が見込まれ、前年年収が100万円以上の方。 ◇ 取引停止処分者・個人情報情報の事故登録者でない方。 ◇ 保証会社（一般社団法人しんきん保証基金）の保証が受けられる方。 ◇ 団体信用生命保険に加入が認められる方。 ◇ 反社会的勢力に該当していない方。
3. お使いみち	<p>当金庫のいずれかの本・支店営業地域内で</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 住宅建築用土地および住宅の購入資金 ◇ 住宅の新築および増改築資金 ◇ 当金庫以外の金融機関等の借換え資金 ◇ 上記に必要な諸費用（保証料、火災保険料、登記費用等） <p>※借地の取扱いも可能です。</p>
4. ご 融 資 額	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 50万円以上8000万円以内（1万円単位） ◇ 借地の場合は3,000万円以内
5. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 最長35年以内 (借地上の建物は最長30年以内)
6. ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 変動金利・固定金利を自由かつ繰返し選択できます。 但し、固定金利の特約期間中は、変動金利または他の固定金利は選択出来ません。 ◇ 適用金利の方法を次の2種類より選ぶことができます。 ○全期間優遇タイプ ○当初優遇タイプ ◇ 金利種別は次の4種類の中から選択できます。 ① 変動金利 ② 3年固定金利 ③ 5年固定金利 ④ 10年固定金利 ◇ 変動金利は、当金庫の住宅ローン基準金利に連動し、年2回（毎年4月1日、10月1日）見直しとします。
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 毎月均等割賦返済（元利均等・元金均等） ◇ ボーナス等による半年ごとの増額返済（融資額の50%以内）もご利用いただけます。
8. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ◇ （一社）しんきん保証基金の保証が条件となりますので、原則として保証人は必要ありません。 ◇ ご融資対象となる住宅とその敷地に当金庫を権利者とする抵当権を設定させていただきます。 ◇ 借地または保留地の建物を担保とする場合は、その建物の火災保険に質権を設定させていただきます。
9. 保 証 料	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 保証料は融資時に一括してお支払いいただきます
10. 手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 当金庫所定の手数料をお支払い頂きます。 当金庫HPにて掲載または、店頭にて提示してあります『手数料等一覧表』を参照願います。
11. 苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>苦情処理措置</u> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部コンプライアンスグループ（9時～17時、フリーダイヤル0120-802-54

〔融資商品概要説明書〕

	<p>6)にお申し出ください。</p> <p>◇ <u>紛争解決措置</u> 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営管理部コンプライアンスグループまたは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部コンプライアンスグループもしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
12. その他	<p>◇ お申し込みに際しては、融資の審査がございます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>◇ つなぎ融資制度のお取扱はありません。</p> <p>◇ ローンの詳細な内容または現在のご融資利率やご返済の試算については、窓口にお問い合わせください。</p>